

(様式第2号)

平成26年度第1回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成26年4月17日(木) 9:30 ~ 11:45
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 武田 雄三 委 員 伊藤 明子 委 員 大久保 規子 委 員 大月 一弘 委 員 岩本 洋子 事 務 局 佐藤部長, 田中課長, 吉田係長, 山西主事補, 中島主事補
事務局	文書統計課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者6人中6人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題ウからクの異議申立ての案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 事務局職員の紹介
- (2) 座長(会長選出までの間の司会役)の選出
- (3) 座長挨拶
- (4) 一部公開の決定
- (5) 議題
 - ア 会長選出
 - イ 職務代理者の指名
 - ウ 平成25年1月10日付け芦総課第3816号公文書部分公開決定処分に係る異議

- 申立て（平成25年3月9日付け）について
- エ 平成25年4月12日付け芦固審発第3-2号公文書公開決定処分及び同日付け芦固審発第3-3号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て（平成25年5月28日付け）について
- オ 平成25年9月19日付け芦総課第2134号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成25年11月14日付け）について
- カ 平成25年12月19日付け芦総課第3040号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年1月12日付け）について
- キ 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
- ク 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について

2 提出資料

なし

3 審議経過

開会

(1) 会長選出について

互選により芝池委員を選出した（任期：平成28年3月末まで）。

(2) 職務代理者の指名について

芝池会長が武田委員を指名した（任期：平成28年3月末まで）。

(3) 平成25年1月10日付け芦総課第3816号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て（平成25年3月9日付け）について

ア 事務局より説明を行った。

イ 部分公開決定の妥当性について審議し、答申（案）について検討した。

ウ 継続審議とした。

- (4) 平成25年4月12日付け芦固審発第3-2号公文書公開決定処分及び同日付け芦固審発第3-3号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て（平成25年5月28日付け）について
- ア 公開決定及び部分公開決定の妥当性について審議を行った。
 - イ 芦屋市固定資産評価審査委員会が公文書公開決定及び公文書部分公開決定としたことは妥当であるとの結論を得た。
 - ウ 本日の審査会をもって審議を終了し、全委員による答申案の最終確認後速やかに答申することとする。
- (5) 平成25年9月19日付け芦総課第2134号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成25年11月14日付け）について
- ア 次回審議とした。
- (6) 平成25年12月19日付け芦総課第3040号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年1月12日付け）について
- ア 次回審議とした。
- (7) 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
- ア 次回審議とした。
- (8) 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
- ア 次回審議とした。

閉会